

平成29年度 明石市保育料金額表

1号認定（教育標準時間認定）【明石市立教育・保育施設】

平成29年9月改訂版
月額/単位：円

階層区分（市）	定 義	利用者負担額
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0
2-1	第1階層に該当する世帯を除き、市町村民税非課税世帯および養育里親等	2,200
2-2	市町村民税のうちの均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯） および養育里親等	3,000
3	市町村民税のうちの所得割額が課税されている世帯 (右欄の範囲内で、所得割額の合計金額が該当する階層で決定する。)	77,100円以下
4		77,101円以上211,200円以下
5		211,201円以上

[注]

1. 要保護世帯

要保護世帯とは、母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯を言います。

2. 次に掲げる区分に該当する世帯については、下記の保育料額に読み替えます。

世帯の条件	第2-1階層、第2-2階層、第3階層のいずれかに属する要保護世帯等	
階層区分（市）	定 義	利用者負担額
2-1	第1階層に該当する世帯を除き、市町村民税非課税世帯および養育里親等	0
2-2	市町村民税のうちの均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯） および養育里親等	0
3	市町村民税のうちの所得割額が77,100円以下	3,000

3. 第1子の年齢や保護者の所得にかかわらず、平成28年9月より第2子以降の保育料は無料とします。

ただし、入園料や延長保育料、給食費（主食費）、被服代、教材費、文房具代、園外保育に係る諸経費などの実費徴収分については、無料ではありません。

4. 第1子の兄か姉が保護者と別居している場合は、施設を利用する子どもが第2子以降であることが確認できません。そのため、戸籍謄本などの書類の提出が必要です。

5. 保育料は、子どもと生計を一にしている父母（場合によってはそれ以外の扶養義務者）の市町村民税額により決定します。（家計主宰者に限る。）

6. 市町村民税の課税対象年の1月1日時点で明石市ではなく他市町村に住民登録があった場合には、その市町村が発行する「所得割・均等割が明記されている住民税課税証明書」を提出していただく必要があります。また、課税対象年の1月1日時点で国外に居住があった場合には、「海外所得にかかる証明書兼申立書」を提出していただき、明石市が年間収入から市町村民税額を推計し、保育料を算定させていただきます。

7. この表の第2-2階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第3階層から第5階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7（寄附金税額控除）、第314条の8（外国税額控除）及び第314条の9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）並びに附則第5条第3項（配当控除）、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項（住宅借入金等特別税額控除）、附則第5条の5第2項（寄附金税額控除の特例控除）、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項（ふるさと納税のワンストップ特例制度に係る申告特例控除）並びに附則第45条の規定は適用しないものとします）の額をいいます。

8. 市町村民税額の額を計算する場合には、税額控除（調整控除を除く）や減免額は適用しません。

9. 2・3号認定（保育認定）の方の保育料につきましては、この金額表は適用されません。

10. 階層区分は、4月分～8月分保育料は前年度分の市町村民税課税額、9月分～翌年3月分保育料は当年度分の市町村民税課税額により決定します。そのため、9月より保育料が変更となる場合があります。